事　務　連　絡

令和７年３月 31 日

各都道府県・政令市　空き家対策担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

総務省地域力創造グループ地域振興室

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第１項の適用範囲について

（情報提供）

「令和６年国家戦略特区及び構造改革特区」における提案を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 10 条第１項に基づき、市町村が保有する情報を法の施行のために必要な限度において内部利用することが可能となる場合について下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

都道府県におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、政令市を除く。）に対して、この旨周知願います。

内閣府ホームページ：国家戦略特区等に関する検討要請に対する各府省庁からの回答について

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/Saiyousei_Toshisaisei_R6.pdf

記

法第 10 条第１項の規定に基づき、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、空家等の所有者等に関する情報について、法の施行のために必要な限度において内部で利用することができることとされている。

この「法の施行のために必要な限度」の範囲については、空家等の所有者等の特定のほか、空家等に関するデータベースの整備（法第 11 条）、所有者等による空家等の適切な管理を促進するために必要な情報の提供（法第 12 条）など、市町村長が法に基づき空家等対策を効果的に行うために必要と認められる場合も含まれる。

なお、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報を利用する場合は「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成 27 年２月 26 日付国住備第 943 号・総行地第 25 号）を、福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報を利用する場合は「空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第１項に基づく福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報の内部利用について（情報提供）」（令和５年３月 30 日付国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省自治行政局公務員部公務員課・厚生労働省社会・援護局保護課・老健局介護保険計画課・保険局国民健康保険課・保険局高齢者医療課）」を踏まえるとともに、その他の空家等の所有者等に関する情報の内部利用等の取扱いについても適切にご対応いただきたい。

以上